

小金井市緑町第二町会

令和4年度総会

(第63回)

<議案書>

日時：令和4年5月22日(日)

午後2時～4時

会場：現代座会館3階 小さな劇場

(緑町5丁目13-24)

令和4年度総会次第

司会進行：鴨下副会長

- 1 開会の言葉（司会）
- 2 会長挨拶（一色会長）
- 3 議事（議長：一色会長）
 - 第1号議案 令和3年度活動報告（本橋副会長）~~~~~ 2
 - 第2号議案 令和3年度収支決算（中野会計）~~~~~ 4
 - 第3号議案 令和3年度会計監査報告（松本・松永会計監査役）~~~~~ 4
 - 第4号議案 令和4年度活動計画（本橋副会長）~~~~~ 5
 - 第5号議案 令和4年度収支会計予算（中野会計）~~~~~ 7
 - 第6号議案 緑町第二町会規約の一部改正（本橋副会長）~~~~~ 8
 - 第7号議案 緑町第二町会役員を選任（一色会長）~~~~~ 13
- 4 参考資料の説明（古明地副会長）
 - (1) 緑町第二町会の地域 ~~~~~ 14
 - (2) 緑町第二町会の部・班の構成 ~~~~~ 15
 - (3) 緑町第二町会 規約 ~~~~~ 16
- 5 退任の挨拶（鴨下・古明地副会長）
- 6 閉会の言葉（副会長）

令和3年度活動報告

年 月 日			内 容
令 和 3 年	4	18	令和2年度会計監査、第1回役員会(総会提出議案の調製)
	5	20	緑町連合町会令和3年度理事役員会総会 関係役員出席
		30	令和3年度定期総会 第2回役員会(商店会街路灯への防犯カメラ設置への協力の協議)
	6	5	みどり子供会 廃品回収に協力
	7	8	緑町連合町会第1回理事役員会 関係役員出席
	8	1	第3回役員会(敬老行事の協議、町会連合会行事の検討状況報告)
		22～ 28	朝のラジオ体操(みどり子供会と共催) 7日間実施
	9	16	連合町会の大運動会・避難防災訓練中止決定(9月12日)を役員会構成員へ通知 町会員へ回覧板回付及びホームページ掲載により周知
		19	敬老の日お祝いご自宅訪問(みどり子供会と共催) 101世帯(133名)
	1 1 年	4	小金井市町会自治会ブロック会 町会長出席
6		みどり子供会 廃品回収に協力	
14		第4回役員会(行事中止による残余金の使途及び第二町会研修事業の協議)	
1 2	1	緑町連合町会第2回理事役員会 関係役員出席	
	3	役員会研修「地域防災」について正副会長 市役所担当課に講師依頼、意見交換	
	28	消防団第2分団歳末特別警戒激励会 正副会長出席	
令 和 4 年	1	9	消防団出初式への第2分団参加激励 正副会長出席
	2	5	みどり子供会 廃品回収に協力
		6	第5回役員会(総会・準備業務の日程及び残余金による還元物品配布の協議)
	3	2	緑町連合町会第3回理事役員会 関係役員出席
		11～ 13	町会加入世帯へ残余金による防災グッズ及びごみ袋を配布 457世帯 7事業所

第二町会：総会 1回、役員会 5回、行事 2回、その他 3回

連合町会：総会 1回、理事役員会 3回

その他：消防団行事出席 2回、市主催会議出席 1回、みどり子供会行事協力 3回

令和3年度 緑町第二町会加入世帯・事業所への防災グッズの配布結果

(第1号繰上参考資料)

町会加入世帯：457 加入事業所：7(26) 配布予定セット数：483

品名	配布対象	購入単価	セットの組合数	購入数	購入金額	配布・使用数	残数
緊急簡易トイレ	加入世帯・事業所	104	3	1,500	156,000	1,464	36
アルミシート	加入世帯・事業所	100	2	1,000	100,000	979	23
ホイッスル	加入世帯・事業所	98	1	500	49,000	487	13

- ・防災グッズの購入に充てたのはコロナ禍での行事中止による残余金で、購入不要となった運動会参加者弁当等(令和2・3年度)と納付不要となった連合町会分担金(令和3年度)、合計額は約32万円
 - ・防災グッズ購入経費の合計額は、305,000円(収支決算では「行事費」に防災用品として計上)
- 配布予定数と配布・使用数との数値の違いは、大型マンション居住世帯への配布における管理人へのサンプル提供・薄謝等による

部	班数	世帯数	事業所数	配布セット数	セット詰用5Lごみ袋
第1部	7	49	1(3)	52	6
第2部	10	84		84	9
第3部	7	44	3(9)	53	6
第4部	10	77		77	8
第5部	5	43		43	5
第6部	6	33	3(14)	47	5
第7部	1	33		33	4
第8部	1	83		83	9
子供会	1	11		11	2
合計	48	457	7(26)	483	54

左表「事業所数」の0内は配布セット数

令和3年度決算書

(緑町第二町会)

自 令和3年4月1日 ～ 至 令和4年3月31日

収入合計	支出合計	差引残高
1,017,675	786,377	231,298

収入の部			
科目	令和3年度予算	令和3年度実績	備考
前年度繰越金	365,437	365,437	普通預金+現金
会費	600,000	569,300	※ライオンズ武蔵野フォーリーナ未納：¥99,600
雑収入	100,000	82,938	市、社協より助成金等
合計	1,065,437	1,017,675	

支出の部			
科目	令和3年度予算	令和3年度実績	備考
分担金	0	0	緑町連合町会費
募金	20,000	20,000	赤い羽根共同募金
環境衛生費	55,000	50,000	ごみ指定袋(橙)を全世帯へ配布
事務費	20,000	9,610	コピー代、文具等
会議費	50,000	48,886	総会、役員会、会場費等
行事費	120,000	346,937	防災用品、ふれあいサロン
防犯費	35,000	34,300	防犯協会年会費
育成費	100,000	100,000	みどり子供会育成
回覧協力費	20,000	20,000	指定ごみ袋(青)を部長、班長、役員に配布
設備費	30,000	0	掲示板補修等
福祉費	100,000	91,520	敬老者への祝い品
慶弔費	50,000	58,000	出産祝い、お香典
広報費	30,000	7,124	広報活動、ホームページ運営
渉外費	10,000	0	
予備費	425,437	0	
合計	1,065,437	786,377	

上記の通り報告します。

(会計) 担当役員 中野 孝範

(第3号議案)

監査報告

令和4年4月17日 関係帳票類を監査した結果、上記の通り相違ないことを認め 監査報告とします。

会計監査 松本 守弘 Ⓜ

会計監査 松永 幸子 Ⓜ

令和3年度決算書

(緑町第二町会)

自 令和3年4月1日 ～ 至 令和4年3月31日

収入合計	支出合計	差引残高
1,017,675	786,377	231,298

収入の部			
科目	令和3年度予算	令和3年度実績	備考
前年度繰越金	365,437	365,437	普通預金+現金
会費	600,000	569,300	※ライオンズ武蔵野フォーリーナ未納：¥99,600
雑収入	100,000	82,938	市、社協より助成金等
合計	1,065,437	1,017,675	

支出の部			
科目	令和3年度予算	令和3年度実績	備考
分担金	0	0	緑町連合町会費
募金	20,000	20,000	赤い羽根共同募金
環境衛生費	55,000	50,000	ごみ指定袋(橙)を全世帯へ配布
事務費	20,000	9,610	コピー代、文具等
会議費	50,000	48,886	総会、役員会、会場費等
行事費	120,000	346,937	防災用品、ふれあいサロン
防犯費	35,000	34,300	防犯協会年会費
育成費	100,000	100,000	みどり子供会育成
回覧協力費	20,000	20,000	指定ごみ袋(青)を部長、班長、役員に配布
設備費	30,000	0	掲示板補修等
福祉費	100,000	91,520	敬老者への祝い品
慶弔費	50,000	58,000	出産祝い、お香典
広報費	30,000	7,124	広報活動、ホームページ運営
渉外費	10,000	0	
予備費	425,437	0	
合計	1,065,437	786,377	

上記の通り報告します。

(会計) 担当役員 中野 孝範

(第3号議案)

監査報告

令和4年4月17日 関係帳票類を監査した結果、上記の通り相違ないことを認め 監査報告とします。

会計監査 松本 守弘 (印)

会計監査 松永 幸子 (印)

令和4年度活動計画

目 標

- 1 町会員の融和促進
- 2 防災・防犯意識の向上
- 3 青少年健全育成の推進
- 4 高齢者・こころケアの推進
- 5 地域環境衛生の推進
- 6 情報共有の推進

活 動

- 1 会員増強
- 2 総会・役員会の開催
- 3 情報・回覧等の伝達及び広報の充実
- 4 地域の状況・課題など研修の実施
- 5 緑町連合会との連携
- 6 消防団第二分団への協力
- 7 みどり子供会への活動協力及び助成
- 8 小金井福祉協議会との連携協力
- 9 各種募金活動への協力
- 10 緑町ふれあいサロンへの助成

令和4年度 想定される活動予定

年 月 日			内 容
令 和 4 年	4	1 7	令和3年度会計監査、役員会(総会提出議案書の調製)
	5	2 2	令和4年度総会
		2 5	緑町連合町会総会 関係役員出席
	6	4	みどり子供会廃品回収に協力
			連合町会第1回理事役員会 関係役員出席
			役員会(今後の活動計画、大運動会への対応)
	7		連合町会第2回理事役員会 関係役員出席
	8		連合町会第3回理事役員会 関係役員出席
			役員会(大運動会への対応等)
		21~ 27	ラジオ体操(みどり子供会と共催)
9		連合町会第4回理事役員会 関係役員出席	
	中旬	役員会(敬老行事・大運動会対応等)	
	中旬	敬老の日お祝い自宅訪問(みどり子供会と共催)	
10	2 9	連合町会大運動会参加(雨天の場合 翌30日)	
11	5	みどり子供会廃品回収に協力	
		連合町会第5回理事役員会(避難防災訓練運営等) 関係役員出席	
		小金井市町会自治会ブロック会 町会長出席	
	中旬	役員会(避難防災訓練対応、今後の活動等)	
	2 3	連合町会避難防災訓練参加(雨天中止)	
12	下旬	消防団第2分団歳末特別警戒協力 正副会長出席	
令 和 5 年	1	9	消防団出初式第2分団参加協力 正副会長出席
	1~ 2		研修会
	2	4	みどり子供会廃品回収に協力
	3		連合町会第6回理事役員会 関係役員出席
		役員会(令和3年度の活動総括、新年度の町会運営)	

(第5号議案)

令和4年度予算(案)

(緑町第二町会)

自 令和4年4月1日 ~ 至 令和5年3月31日

収入の部			
科目	令和3年度実績	令和4年度予算	備考
前年度繰越金	365,437	231,298	普通預金+現金
会費	569,300	600,000	
雑収入	82,938	100,000	市、社協より助成金等
合計	1,017,675	931,298	

支出の部			
科目	令和3年度実績	令和4年度予算	備考
分担金	0	0	緑町連合町会費
募金	20,000	20,000	赤い羽根共同募金
環境衛生費	50,000	50,000	ごみ指定袋を全世帯へ配布
事務費	9,610	10,000	コピー代、文具等
会議費	48,886	50,000	総会、役員会、会場費等
行事費	346,937	200,000	連合運動会、研修費、ふれあいサロン等
防犯費	34,300	35,000	防犯協会年会費
育成費	100,000	80,000	みどり子供会育成
回覧協力費	20,000	20,000	部長、班長、役員謝礼ごみ袋
設備費	0	30,000	掲示板補修等
福祉費	91,520	120,000	敬老者への祝い品
慶弔費	58,000	60,000	出産祝い、お香典
広報費	7,124	30,000	広報活動、ホームページ運営
渉外費	0	10,000	組織対外交際
予備費	0	216,298	
合計	786,377	931,298	

緑町第二町会規約の一部改正

1 役員に関する規定の整備

(1) 役員定数の弾力化 (第9条)

現行規定では役職ごとにその役員数を具体的に定めているが、代表者としての権限と責任を負う「会長」、一元的な事務処理と責任を担う「会計」、適正を期すため複数の眼でのチェックが望まれる「監査役」を除いては、その時々課題等に応じて弾力的に取組体制を組めるよう、「副会長」については上限数、その他の役職については「若干名」と定めることとする。

(2) 役職の兼任手続きの整備 (第10条)

地域の課題は様々な領域にまたがるものが多いため、その取組みには様々な知識・経験を持った方々の参加が望まれる。その一方で、町会の役職を担う人材の確保は難しい現実もある。このため町会として限られた人材で効果的な体制を組むためには、役員に他の役職も兼務して頂かなければならないことがある。その際は本人の同意を得たうえで行うことを明記することとする。

2 事業所の町会加入に関する規定整備

(1) 加入要件の明記 (第6条第2項、第26条第2項)

これまで町会は、地域に居住する方々に世帯単位で加入してもらってきたが、地域にはいくつもの事業所があり、昨今は地域活動にも目を向け、町会加入の意向を持つ事業所も出てきている。しかし、事業所の業種、業態、規模等は様々であること、また、地域との関りは業務時間内に限られることなど一般世帯との相違点も多いことから、町会規約には事業所の町会加入についての規定が置かれていなかった。

そこで今回は、加入意向を持つ事業所は現在のところ比較的小規模な事業所が多いことから、町会の回覧板など地域情報の提供や町会行事等への参加はできるが、祝意・弔慰金の支給については小金井市内に住所がある事業所経営者に限ることとして、町会に加入よう規定を設けることとする。

(2) 会員事業所の町会費の額の明記 (第7条第2項・第3項)

町会に加入する事業所の町会費については、事業所の規模等に拘わらず年額3千円とし、年度途中で加入する場合は入会月以降の町会費は月額250円とすることとする。

3 祝意・弔慰金申請に関する規定の整備

(1) 会員事業所については、祝意・弔慰金の支給申請は、前記のとおり小金井市内に住所がある事業所経営者に限ることを追加規定することとする。(第26条第2項)

(2) 祝意・弔慰金の支給申請は、原則として別表2に支給事由ごとに掲げる期日までに言うように、規約本文にも明記することとする。(第26条第3項)

緑町第二町会規約改正の新旧比較

* 今回の規約改正に係る部分は、当該部分に下線を付して表記

* 改正により挿入する語句は斜体で、削除する語句は網掛で表記

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、緑町第二町会（以下「本会」という）とする。

(地域)

第2条 本会の所掌する地域は、別表1に掲げる地域（以下「地域」という）とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、本会会長宅に置く。

(目的)

第4条 本会は、本会の地域の住民が相互の交流と支え合いにより、安全で安心して心豊かに生き生きと暮らせる地域づくりを促進することを目的とする。

(事業・活動)

第5条 本会は、前条の目的のため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 会員の地域への関心と自治意識を高めるための活動
- (2) 環境衛生向上のための活動
- (3) 道路、防犯・防災施設等の整備促進のための市への要請・協力活動
- (4) 児童・青少年の健全育成のための活動
- (5) 高齢者の見守り、日常生活支援など地域福祉の向上のための取組み
- (6) 福祉募金運動への協力
- (7) 会員相互の交流を図るための活動及び祝意弔慰事業
- (8) その他前条の目的のために有用な事業及び活動

(会員)

第6条 本会の会員は、本会の地域に居住し、会費を納入した住民により構成される。

世帯の構成員、並びに本会の地域に所在し会費を納入した
事業所（以下「会員事業所」という）

2 本会の地域に隣接する地区に居住し従前より本会に加入していた世帯については、町会費の納入により引き続き本会の会員となることができる。

(町会費)

第7条 本会の会費（以下「町会費」という）は、一世帯につき年額1,200円とする。

2 会員事業所の町会費は、原則として一事業所につき年額3,000円とする。

3 年度途中で入会した場合の当該年度の町会費の額は、入会月以降の月数に100円を
、世帯については100円、事業所については250円

乗じた額とする。

4 納入された町会費は、年度途中での退会による返金を行わない。

(部・班)

第8条 本会の活動を円滑に行うため、地域をいくつかの部に分け、部にいくつかの班を置くことができる。

2 部及び班には、それぞれ部長及び班長を置く。

第2章 役員等

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- | | | |
|---------------|-----------|-------------|
| (1) 会長 | 1名 | |
| (2) 副会長 | <u>3名</u> | <u>3名以内</u> |
| (3) 会計 | 1名 | |
| (4) 会計監査役 | 2名 | |
| (5) 総務委員 | <u>1名</u> | <u>若干名</u> |
| (6) 広報委員 | <u>1名</u> | <u>若干名</u> |
| (7) 青少年育成委員 | <u>2名</u> | <u>若干名</u> |
| (8) ごみゼロ化推進委員 | <u>2名</u> | <u>若干名</u> |
| (9) 福祉地区委員 | <u>1名</u> | <u>若干名</u> |

2 会長は、必要と認めたときは第18条に定める役員会（以下「役員会」という）の承認を得て、前項に定める役員の数を増減し、あるいは新たな役員を置くことができる。

(役員等の選任)

第10条 役員は、総会の承認を得て任命される。

2 会長は、必要と認めたときは役員会の承認及び本人の同意を得て、会長及び会計監査役以外の役職について、会長が指名する役員に兼務させることができる。

3 部長及び班長は、それぞれ部内及び班内で互選し、部長が会長に届け出る。

(相談役)

第11条 本会には相談役を若干名置くことができる。

2 相談役は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

3 相談役は、本会の運営等について会長等の求めにより知見を述べる。

(役員等の任期)

第12条 役員、相談役、部長の任期は2年、班長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員等が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(連合町会役員会への参加)

第13条 緑町連合町会理事役員会に参加する者については、会長が役員会の承認を得て役員のうちから指名する。

(役員等の職務)

第14条 役員の職務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指定した順位により会長の職務を代行する。
- (3) 会計は、会計事務を掌理する。
- (4) 会計監査役は、金員の保管状況及び会計帳簿等の記帳・保管状況の監査を行う。
- (5) 総務委員は、本会の円滑な運営のため会長が指示する業務を処理する。
- (6) 広報委員は、本会の活動状況等の会員への周知を図る。

- (7) 青少年育成委員は、地域青少年の健全育成の推進を図る。
- (8) ごみゼロ化推進委員は、地域から出るごみの減量・分別の励行及び地域環境美化の推進を図る。
- (9) 福祉地区委員は、市社会福祉協議会と連携して地域福祉活動の推進を図る。
- (10) 部長は、役員会及び班長との連絡・情報交換に努めるとともに回覧板を掌理する。
- (11) 班長は、班内の会員及び部長との連絡・情報交換に努めるとともに、回覧板の回付、町会費等の集金を担う。

第3章 会 議 （ 省 略 ）

第4章 資産及び会計 （ 省 略 ）

第5章 補 則

(祝意・弔慰金)

第26条 会員への祝金、礼金及び弔慰金については、別表2に定めるところによる。

2 前項の規定は、会員事業所については小金井市内に住所を有する当該事業所の経営者に限り適用するものとする。

3 出産祝金、弔慰金の申請は、ご家族より所属の班長、部長を経由して
別表2に掲げる祝意・弔慰事由に該当する世帯
、同表に事由別に掲げる期日までに会長に届けるものとする。

(補則)

第27条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、会長が役員会の承認を得て定めることができる。

付 則 （令和2年 規約全部改正）

- 1 この規約は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 祝金、礼金及び弔慰金に関する内規は、廃止する。

付 則 （令和4年 一部改正）

1 この改正に係る規定は、令和4年5月〇〇から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表 1 緑町第二町会の地域

町 丁	区 域
緑町一丁目	全 域
緑町五丁目	1～3、12の一部、13～18

別表2 祝意・弔慰金・役員退任謝礼金

種 別	事 由	金額(円)	申 請
出産祝金	会員世帯にお子さんが産まれたとき	3000	原則として32日以内にご家族が申請
弔 慰 金	会員世帯の方が亡くなったとき	5000	原則として49日以内にご家族が申請
役員退任謝礼金	役員が退任したとき	役員会で協議	

緑町第二町会 役員 の 選 任

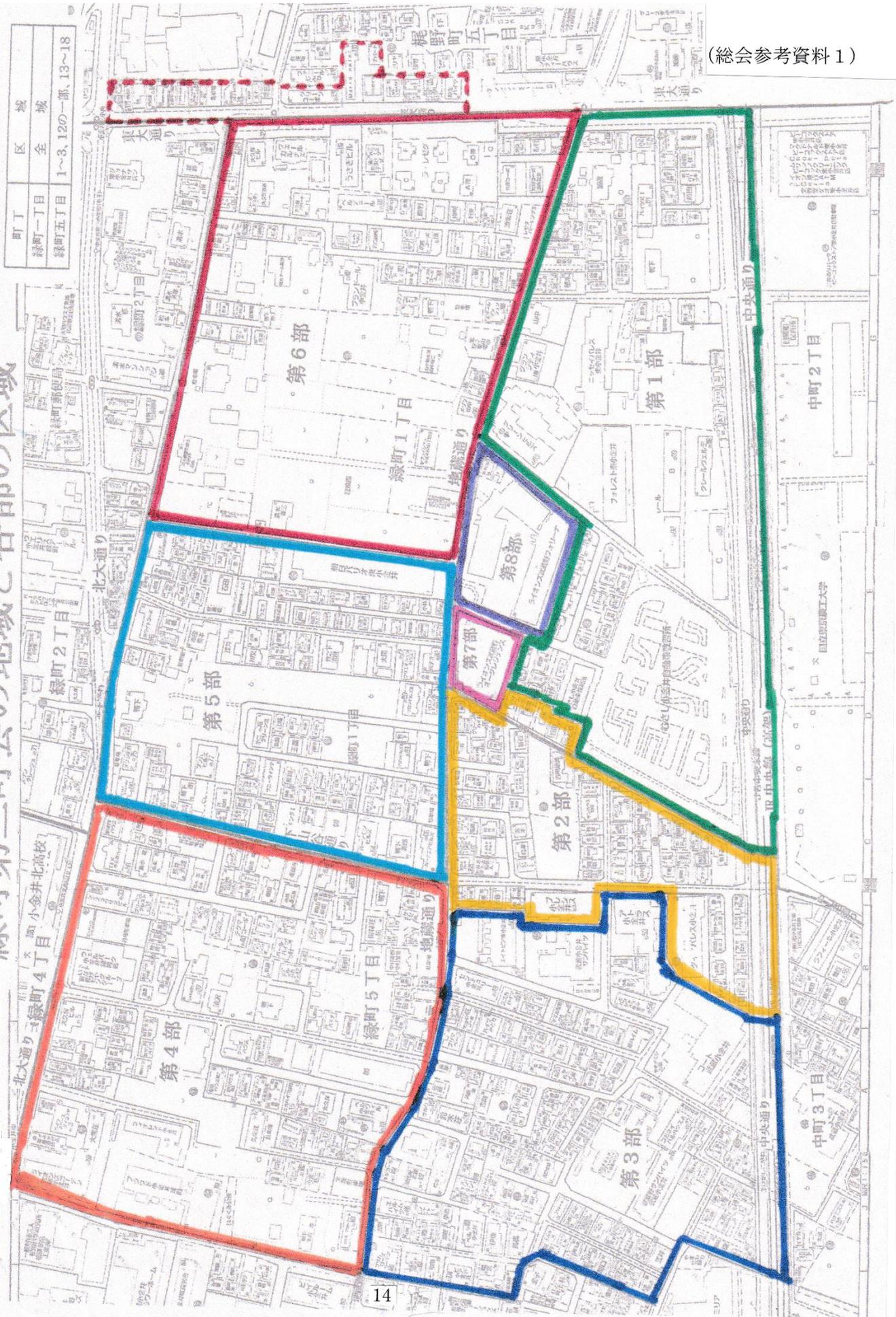
(総会当日 席上配布させていただきます)

役 職	氏 名	備 考	選任区分
相 談 役			
会 長			
副 会 長			
会 計			
会 計 監 査 役			
総 務 委 員			
広 報 委 員			
青少年育成委員			
ごみゼロ化推進委員			
福 祉 地 区 委 員			
第 1 部 長			
第 2 部 長			
第 3 部 長			
第 4 部 長			
第 5 部 長			
第 6 部 長			
第 7 部			
第 8 部			
みどり子供会			

備考欄右端の*は連合町会理事

緑町第二町会の地域と各部の区域

町丁	区	城
緑町一丁目	全	城
緑町五丁目	1~3, 12の一	部, 13~18



(総会参考資料1)

緑町第二町会 部・班、加入世帯・事業所数

部	班		
	No	世帯数	備考
第 1 部 大野美恵 7班 49世帯 1事業所	1	3	
	2	4	
	3		欠番
	4	6	
	5	6	
	6	10	グリーンヒルズ
	7	2	ニッセイパレス東小金井
	8	18	フォレスト東小金井
	*		村田学園
第 2 部 鴨下正一 10班 84世帯	1	5	
	2	3	
	3	8	
	4		欠番
	5	7	
	6	29	プレシス東小金井
	7	9	
	8	6	
	9	5	
	10	4	
	11	8	ダイヤパレス小金井
	12		欠番
	13		欠番
第 3 部 岡田治子 7班 44世帯 3事業所	1	2	
	2	3	
	3		欠番
	4	3	
	5		欠番
	6	3	
	7	9	
	8		欠番
	9	12	
	10	2	

部	班		
	No	世帯数	備考
第 4 部 須沢清子 10班 77世帯	1	4	
	2	3	
	3	3	
	4	4	
	5	2	
	6	6	
	7	4	
	8	4	
	9	7	
	10	40	サンクレイドル
第 5 部 野口憲一 5班 43世帯	1		欠番
	2	5	
	3	12	
	4	8	
	5	9	
	6	9	
第 6 部 須坂英子 6班 33世帯 3事業所	1	3	
	2		欠番
	3	4	
	4	1	
	5	9	
	6		欠番
	7	8	
	8	8	
*		カナル商事	
*		うさぎ、北条会	
*		アトム薬局	
第 7 部 33世帯	1	33	ライオンズ武蔵野 オークレジデンス
第 8 部	1	83	ライオンズ武蔵野

	1 1	13		83世帯			フォーリーナ
	*		福寿こがねい緑町	みどり子供会	1	11	部外子供会加入世帯
	*		さくらサポート	11世帯			
	*		NPO 法人現代座				

8部+1 48班 457世帯 7事業所

緑町第二町会規約 (改正後の条文)

令和2年6月 全部改正

令和4年5月 一部改正

第1章 総則

(名称)

第2条 本会の名称は、緑町第二町会（以下「本会」という）とする。

(地域)

第2条 本会の所掌する地域は、別表1に掲げる地域（以下「地域」という）とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、本会会長宅に置く。

(目的)

第4条 本会は、本会の地域の住民が相互の交流と支え合いにより、安全で安心して心豊かに生き生きと暮らせる地域づくりを促進することを目的とする。

(事業・活動)

第5条 本会は、前条の目的のため、次の事業及び活動を行う。

- (5) 会員の地域への関心と自治意識を高めるための活動
- (6) 環境衛生向上のための活動
- (7) 道路、防犯・防災施設等の整備促進のための市への要請・協力活動
- (8) 児童・青少年の健全育成のための活動
- (5) 高齢者の見守り、日常生活支援など地域福祉の向上のための取組み
- (6) 福祉募金運動への協力
- (7) 会員相互の交流を図るための活動及び祝意弔慰事業
- (8) その他前条の目的のために有用な事業及び活動

(会員)

第6条 本会の会員は、本会の地域に居住し会費を納入した世帯の構成員、並びに本会の地域に所在し会費を納入した事業所（以下「会員事業所」という）により構成される。

2 本会の地域に隣接する地区に居住し従前より本会に加入していた世帯については、町会費の納入により引き続き本会の会員となることができる。

(町会費)

第7条 本会の会費（以下「町会費」という）は、一世帯につき年額1,200円とする。

2 会員事業所の町会費は、原則として一事業所につき年額3,000円とする。

3 年度途中で入会した場合の当該年度の町会費の額は、入会月以降の月数に、世帯については100円、事業所については250円を乗じた額とする。

4 納入された町会費は、年度途中での退会による返金を行わない。

(部・班)

第8条 本会の活動を円滑に行うため、地域をいくつかの部に分け、部にいくつかの班を置くことができる。

2 部及び班には、それぞれ部長及び班長を置く。

第2章 役員等

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名以内 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 会計監査役 | 2名 |
| (5) 総務委員 | 若干名 |
| (6) 広報委員 | 若干名 |
| (7) 青少年育成委員 | 若干名 |
| (8) ごみゼロ化推進委員 | 若干名 |
| (9) 福祉地区委員 | 若干名 |

2 会長は、必要と認めるときは第18条に定める役員会（以下「役員会」という）の承認を得て、前項に定める役員の数を増減し、あるいは新たな役員を置くことができる。

(役員等の選任)

第10条 役員は、総会の承認を得て任命される。

- 2 会長は、必要と認めるときは役員会の承認及び本人の同意を得て、会長及び会計監査役以外の役職について、会長が指名する役員に兼務させることができる。
- 3 部長及び班長は、それぞれ部内及び班内で互選し、部長が会長に届け出る。

(相談役)

第11条 本会には相談役を若干名置くことができる。

- 2 相談役は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
- 3 相談役は、本会の運営等について会長等の求めにより知見を述べる。

(役員等の任期)

第12条 役員、相談役、部長の任期は2年、班長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員等が任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(連合町会役員会への参加)

第13条 緑町連合町会理事役員会に参加する者については、会長が役員会の承認を得て役員のうちから指名する。

(役員等の職務)

第14条 役員の職務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長が指定した順位により会長の職務を代行する。
- (3) 会計は、会計事務を掌理する。
- (4) 会計監査役は、金員の保管状況及び会計帳簿等の記帳・保管状況の監査を行う。
- (5) 総務委員は、本会の円滑な運営のため会長が指示する業務を処理する。
- (6) 広報委員は、本会の活動状況等の会員への周知を図る。
- (7) 青少年育成委員は、地域青少年の健全育成の推進を図る。
- (8) ごみゼロ化推進委員は、地域から出るごみの減量・分別の励行及び地域環境美化の推進を図る。
- (9) 福祉地区委員は、市社会福祉協議会と連携して地域福祉活動の推進を図る。

(10) 部長は、役員会及び班長との連絡・情報交換に努めるとともに回覧板を掌理する。

(11) 班長は、班内の会員及び部長との連絡・情報交換に努めるとともに、回覧板の回付、町会費等の集金を担う。

第3章 会 議

(総会)

第15条 本会の総会の構成員は、役員会構成員及び班長とする。

2 総会は、毎年1回開催し、必要な場合は臨時に総会を開催する。

(総会の審議事項)

第16条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 新年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改廃
- (4) 財産の処分
- (5) 役員を選任
- (6) その他重要な案件

(総会の招集及び運営)

第17条 総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、役員会構成員の3分の2以上から総会開催の求めがあったときは、総会を招集しなければならない。

3 総会は、役員会構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

4 総会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成をもって可決する。

(役員会の構成)

第18条 本会の役員会構成員は、役員、相談役及び部長とする。

(役員会の審議事項)

第19条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会で議決された事業計画等を実施するための具体的な事項
- (2) 本会の運営に関する事項
- (3) 市からの協力要請等への対応

(役員会の招集及び運営)

第20条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、役員会構成員の3分の2以上から役員会開催の請求があったときは、役員会を招集しなければならない

3 役員会は、役員会構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

4 役員会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成をもって可決する。

(緊急事案への対応)

第21条 総会に諮るべき重要案件で急施を要し総会で審議する間がないもの対応については、会長は役員会に諮り処理することができる。ただし、事後に総会に報告しその承認を得なければならない。

第4章 資産及び会計

(資産)

第22条 本会の資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 町会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) 補助金
- (5) 資産から生ずる利子
- (6) 前各号に掲げるもの以外の雑収入
(経費の支弁)

第23条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(資産管理)

第24条 本会の資産は、会長が総理し、会計が保管・管理する。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第5章 補 則

(祝意・弔慰金)

第26条 会員への祝金、礼金及び弔慰金については、別表2に定めるところによる。

2 前項の規定は、会員事業所については小金井市内に住所を有する当該事業所の経営者に限り適用するものとする。

3 出産祝金、弔慰金の申請は、別表2に掲げる祝意・弔慰事由に該当する世帯より所属の班長、部長を経由して、同表に事由別に掲げる期日までに会長に届けるものとする。

(補則)

第27条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、会長が役員会の承認を得て定めることができる。

付 則 (令和2年 規約全部改正)

- 1 この規約は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 祝金、礼金及び弔慰金に関する内規は、廃止する。

付 則 (令和4年 一部改正)

- 1 この改正に係る規定は、令和4年5月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表 1 緑町第二町会の地域

町 丁	区 域
緑町一丁目	全 域
緑町五丁目	1～3、12の一部、13～18

別表2 祝意・弔慰金・役員退任謝礼金

種 別	事 由	金額(円)	申 請
出産祝金	会員世帯にお子さんが産まれたとき	3000	原則として32日以内にご家族が申請
弔 慰 金	会員世帯の方が亡くなったとき	5000	原則として49日以内にご家族が申請
役員退任謝礼金	役員が退任したとき	役員会で協議	

緑町第二町会のホームページのインターネットでの検索は、
「小金井市緑町第二町会」と入力すると閲覧・プリントができます